

計画作成年度	
計 画 主 体	富山県砺波市

砺波市鳥獣被害防止計画(案)

<連絡先>

担当部署名 砺波市商工農林部農業振興課
所在地 富山県砺波市栄町7番3号
電話番号 (0763)33-1111 (内線425)
FAX番号 (0763)33-1129
メールアドレス noshin@city.tonami.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、カワウ、ツキノワグマ、ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	富山県砺波市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	水稲 7.8万円、0.07ha
カラス	水稲	水稲 4.5万円、0.04ha
カワウ	アユ等	2,572万円 (一級河川庄川・砺波市内)
ツキノワグマ	人身被害	人身被害 0件
ニホンジカ	農作物全般	0万円、 0ha

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる農作物被害は、平成25年度に顕著となった。電気柵等の整備により、被害額は平成26年度のピーク時に比べて大きく減少したが、捕獲頭数は以前より増加しており、引き続きイノシシの生息数は拡大傾向にあると想定される。

②カラス

水稲の発芽期（直播）・定植期における苗の踏害、食害、その他収穫期の農作物の食害が例年発生している。また、繁殖期における威嚇行動等の生活環境被害も発生しており、今後もこれらの被害の増加が懸念される。

③カワウ

市内庄川流域において、アユ等の稚魚への食害が例年発生しており、今後も被害の増加が懸念される。

④ツキノワグマ

例年、中山間地の集落での目撃・痕跡情報が報告され、近年は平地での出没による人身被害が発生しており、更なる対策が必要である。

⑤ニホンジカ

ニホンジカは、近年、市内の中山間地域で目撃情報が報告されており、今後、農作物の被害や、森林生態系への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
イノシシ	水稲 7.8万円、0.07ha	水稲 3.9万円、0.04ha
カラス	水稲 4.5万円、0.04ha	水稲 2.3万円、0.02ha
カワウ	2,572万円 (一級河川庄川・砺波市内)	アユ等 2,271万円 (一級河川庄川・砺波市内)
ツキノワグマ	人身被害 0件	人身被害 0件
ニホンジカ	農作物全般 0万円、0ha	農作物全般 0万円、0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲隊により捕獲体制の強化を図っている。</p> <p>捕獲方法は、イノシシについては主として箱わなを、その他の有害鳥獣については主に銃器を用いてきた。</p>	<p>鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲隊の高齢化に伴い、捕獲の担い手を確保することが課題である。</p> <p>また、鳥獣は市の境界を越えて被害を及ぼす可能性があり、ワンチームとやま連携推進本部及びとやま呉西圏域連携中枢都市圏など近隣市との対策連携に努めていく。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>般若地区、梅檀野地区、梅檀山地区、東山見地区及び雄神地区において、イノシシ用電気柵(2段)を設置した。また、令和元年度から令和5年度にかけて、グレーチング型侵入防止柵を設置している。</p> <p>○直近3年間の電気柵の整備実績 令和3年度 延長 0km 令和4年度 延長 0km 令和5年度 更新 16.6km 市内の総延長 136.3km</p> <p>○直近3年間のグレーチング型侵入防止柵の整備実績 令和3年度 東山見地区 1.8m 令和4年度 雄神地区 1.8m 令和5年度 東山見地区 1.8m (5箇所：般若、雄神、東山見地区) 総延長 9.0m</p>	<p>電気柵等の延伸により、全体の管理が行き届かなくなることや高齢化による維持管理を行う人手不足も懸念される。</p> <p>引き続き、地域ぐるみでの電気柵の設置、適切な維持管理活動に加え、柵と捕獲檻等の関係による効果的な対策が必要である。</p>
その他	<p>クマによる人身被害防止のため、砺波市クマ緊急対策会議を開き、各関係機関との連携や、基本的な対策についての認識を共有した。</p>	<p>中山間地域住民の高齢化・流出による人手不足等が大きな課題となっている。また、空き家が増えると共に、放任果樹の伐採や下草の刈り払いなど、地域ぐるみでの有害鳥獣を寄せ付けない集落環境管理が年々難しくなっている。</p>

(5) 今後の取組方針

砺波市ではイノシシ対策として電気柵や侵入防止柵等の整備を進めており、令和5年度の農作物被害金額は7.8万円となった。平成30年度の被害額184万円と比較すると大きく減少し、これまでの取組みが一定の成果をもたらしたと考えられる。

一方で、イノシシの捕獲頭数は平成30年度は300頭、令和元年度には199頭となり、一旦捕獲数は減少したが、令和5年度には265頭と再び増加に転じた。また、令和元年度には豚熱に感染したイノシシが市内で確認されており、畜産業への被害も懸念されている。

今後は、ワンチームとやま連携推進本部及びとやま呉西圏域連携中枢都市圏などによる近隣市との対策連携に努める。また、クマ対策として放任果樹の伐採を支援する事業を市域全体に拡充すると共に、狩猟免許の取得に係る費用の一部を補助する市単独の補助金制度を設け、捕獲及び被害防止における新たな担い手の発掘、育成を推進する。各集落においては放任果樹・農作物残渣等の適切な処理（集落環境管理）を推進し、現地研修会や講演会の開催等、地域が主体となった被害防止対策を講じ、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりを行う。

今後の計画

- ① 地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。
- ② 捕獲と防除の両面での被害防止対策を推進する。
- ③ 近隣自治体との連携した捕獲体制の確立を目指す。
- ④ 放任果樹の伐採に対する補助、下草の刈り払いなど集落環境管理を推進する。
- ⑤ 狩猟免許取得に係る費用補助等、捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策を講じる。
- ⑥ 有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進め、その結果を研修会や講習会を開催し各地域協議会や地域住民と共有する。
- ⑦ 獣肉の有効活用を図る。
- ⑧ 有害鳥獣の処理について最適な方法の研究・検討を進める。
- ⑨ 鳥獣対策関連法令、計画等の改正・変更適切に対応する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 砺波市鳥獣被害対策実施隊
- ・ 砺波市有害鳥獣捕獲隊
- 目撃情報等に伴うパトロール、箱わなの設置、捕獲処分
- 捕獲技術の向上を図るための研修等の開催
- 農林水産業者からの被害情報等を受け、被害状況に応じた適切な捕獲を推進する。
- ・ 自治振興会
- 情報提供、近隣住民への周知

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ カラス カワウ ツキノワグマ ニホンジカ	被害状況把握のためのネットワーク整備の推進 鳥獣の個体数・生息状況調査の実施 地域住民の狩猟免許取得の推進 集落環境管理の推進、研修会等の実施
令和7年度	イノシシ カラス カワウ ツキノワグマ ニホンジカ	被害状況把握のためのネットワーク整備の推進 鳥獣の個体数・生息状況調査の実施 地域住民の狩猟免許取得の推進 集落環境管理の推進、研修会等の実施
令和8年度	イノシシ カラス カワウ ツキノワグマ ニホンジカ	被害状況把握のためのネットワーク整備の推進 鳥獣の個体数・生息状況調査の実施 地域住民の狩猟免許取得の推進 集落環境管理の推進、研修会等の実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①イノシシ	富山県イノシシ管理計画に基づき、有害捕獲を行う。 (直近3年間の捕獲実績 令和3年度 191頭、令和4年度 260頭、令和5年度 265頭)
②カラス	生息状況、被害状況等を勘案し、捕獲区域、捕獲計画数等を設定する。 (直近3年間の捕獲実績 令和3年度 45羽、令和4年度 0羽、令和5年度 7羽)
③カワウ	生息状況、被害状況等を勘案し、捕獲区域、捕獲計画数等を設定する。 (直近3年間の捕獲実績 令和3年度 0羽、令和4年度 0羽、令和5年度 0羽)
④ツキノワグマ	富山県ツキノワグマ管理計画に基づき、出没や被害の状況に応じて捕獲する。 (直近3年間の捕獲実績 令和3年度 3頭、令和4年度 4頭、令和5年度 3頭)
⑤ニホンジカ	富山県ニホンジカ管理計画に基づき、被害の状況に応じて、有害捕獲を行う。 (直近3年間の捕獲実績 令和3年度 21頭、令和4年度 29頭、令和5年度 17頭)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	350頭	350頭	350頭
カラス	100羽	100羽	100羽
カワウ	10羽	10羽	10羽
ツキノワグマ	※	※	※
ニホンジカ	40頭	40頭	40頭

※富山県ツキノワグマ管理計画に基づく

捕獲等の取組内容	
①イノシシ	被害が著しい中山間地域において、箱わな等による捕獲を行う。
②カラス	被害が顕著になる5月から6月を中心に、鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲隊が銃器による捕獲を行う。また、銃器による捕獲が難しい地域や被害が顕著な地域において、箱わなによる捕獲を行う。
③カワウ	被害が顕著になる4月から6月を中心に、鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲隊が銃器による捕獲を行う。
④ツキノワグマ	出没や被害の状況に応じてパトロールを行うほか、必要に応じ、箱わな、銃器による捕獲を行う。
⑤ニホンジカ	被害の状況に応じて、箱わな等による捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマやイノシシ等の大型獣が出没した際は、関係機関との協議のうえ、ライフル銃による捕獲が妥当であると判断した場合に限り、砺波市鳥獣被害対策実施隊による緊急捕獲を行っている。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	電気柵 2段 L=6,350m	電気柵 2段 L=5,000m グレーチング型 侵入防止柵 L=1.8m	電気柵 2段 L=5,000m グレーチング型 侵入防止柵 L=1.8m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ カラス カワウ ツキノワグマ ニホンジカ	地域において現地研修会、講演会等による普及啓発を進める。 放任果樹・農作物残渣等の適切な処理（集落環境管理）を推進する。 地域と連携した担い手の発掘・育成
令和7年度	イノシシ カラス カワウ ツキノワグマ ニホンジカ	地域において現地研修会、講演会等による普及啓発を進める。 放任果樹・農作物残渣等の適切な処理（集落環境管理）を推進する。 地域と連携した担い手の発掘・育成
令和8年度	イノシシ カラス カワウ ツキノワグマ ニホンジカ	地域において現地研修会、講演会等による普及啓発を進める。 放任果樹・農作物残渣等の適切な処理（集落環境管理）を推進する。 地域と連携した担い手の発掘・育成

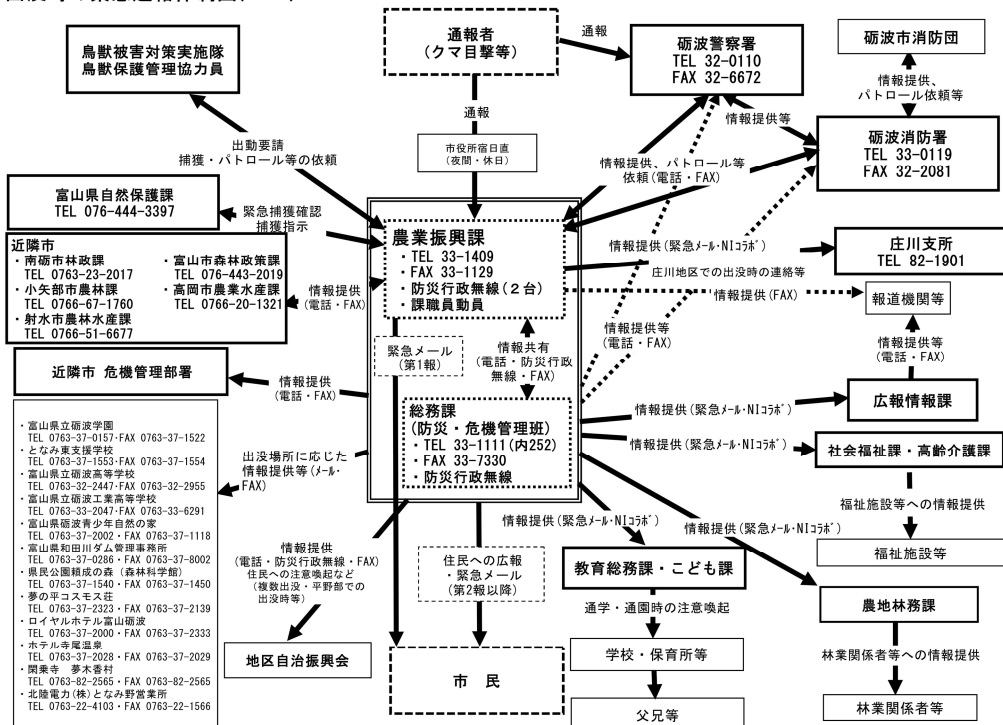
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
砺波市鳥獣被害対策実施隊	出没現場の調査、パトロール、捕獲及び放獣
砺波市有害鳥獣捕獲隊	出没現場の調査、パトロール、捕獲及び放獣
富山県鳥獣保護管理協力員	出没現場の調査、パトロール
富山県砺波警察署	初動対応、砺波消防署・砺波市間における情報提供等の相互協力、パトロール、広報、交通整理、安全指導並びに警察官職務執行法に基づく判断及び命令
地区自治振興会	住民への周知、児童生徒の安全確保
砺波消防署	砺波市消防団との連絡、砺波警察署・砺波市間における情報提供等の相互協力
砺波市消防団	安全パトロール、住民の注意喚起
砺波市農業振興課	初動対応、砺波警察署・砺波消防署間における情報提供等の相互協力、出没現場の調査、情報収集、近隣自治体・関係機関等との連絡、住民への周知、報道機関への情報提供
砺波市庄川支所市民福祉課	出没現場の調査、情報収集、住民への周知
砺波市広報情報課	報道機関への情報提供
砺波市総務課	市関係機関への連絡、地域住民（自治振興会等）への周知、砺波消防署へのパトロール依頼
砺波市社会福祉課	関係施設等への周知
砺波市高齢介護課	関係施設等への周知
砺波市農地林務課	関係機関等への周知、クマ出没情報の共有
砺波市教育委員会教育総務課	小中学校等への周知、児童生徒の安全対策
砺波市教育委員会こども課	保育所、幼稚園及び認定こども園への連絡

(2) 緊急時の連絡体制

クマ出没時の緊急連絡体制図(R5~)



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び自家消費又は埋設により処分する。また、処理について最適な方法の研究・検討を進める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

獣肉の活用に関する調査、研究を行う。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	砺波市鳥獣被害防止対策協議会
--------------	----------------

構成機関の名称	役割
砺波市農業振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
富山県砺波農林振興センター	営農（技術）指導・情報提供を行う。
富山県鳥獣保護管理協力員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
砺波市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。後継者を育成する。
砺波市有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。後継者を育成する。
砺波市地区自治振興会協議会	住民の意見聴取及び調整、地域ぐるみによる自衛体制づくりの促進等を行う。新たな人材を発掘・育成する。
富山県農業共済組合 砺波地域農業共済センター	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
となみ野農業協同組合	営農（技術）指導・情報提供を行う。
富山県西部森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
庄川沿岸漁業協同組合連合会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局富山地域センター	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供を行う。
富山県農村振興課	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供、「富山県イノシシ被害防止対策方針」に基づく対策の推進等その他必要な支援を行う。
富山県自然保護課	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供、その他必要な支援を行う。指定管理鳥獣捕獲等事業との連携。
富山県森林政策課	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供、その他必要な支援を行う。
砺波警察署	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供、その他必要な支援を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止施策として、対象鳥獣の捕獲、電気柵等の整備、被害防除に関する情報の提供等を行う。捕獲技術の向上を図るための研修等を実施する。

隊員の高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が大きな課題となっている。自治振興会や地区協議会を通じて広く人材を発掘・育成していくことが必要。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

砺波市鳥獣被害防止対策協議会と連携し、現地研修会の開催、被害集落への技術指導等により、被害防止対策方法の普及啓発に努める。特にイノシシに関しては、「富山県イノシシ被害防止対策方針」を活用するなど、被害防止技術の向上に努める。